

# 令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金

## 交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、青森ライフイノベーション戦略アクションプラン〔2021-2025〕に基づき、海外でブランドが確立されている「青森りんご」に着目し、りんご機能性を生かした化粧品・健康食品等、またはりんごを原材料に使用した化粧品・健康食品等のりんご機能性ライフ系プロダクトについて、拡大するアジア等の海外マーケットへの進出と外貨獲得、それによる県内産業の発展を促進するため、県内事業者等が行うりんご機能性ライフ系プロダクトの海外展開を図るための商品開発または販路開拓に要する経費について、令和3年度予算の範囲内において、当該事業者等に対し、青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者であって、県内に事業所を有するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は中小企業者の団体で法人格を有するもの
- (2) その他知事が適当と認める組織・団体

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表のとおりとする。

### (申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (4) 申請者の過去2期分の決算報告書又はそれに類するもの
- (5) 申請者の定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く。）
- (6) その他知事が定める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### **(補助金の交付の条件)**

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合において、あらかじめ事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減（補助金総額の増額を伴わないものに限る。）の場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 県が主催するフォーラム・セミナー、県が作成する資料・パンフレット及びマスコミによる取材等において、補助事業の内容や成果等の紹介・PRに協力すること。

### **(申請の取下げの期日)**

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

### **(補助金の交付方法)**

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

### **(補助金の請求)**

第8 補助金の請求は、令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金請求書（第6号様式）を知事に提出して行うものとする。

### **(実績報告)**

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して10日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の2月28日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (4) その他知事が定める書類

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

### **(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)**

第10 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第10号様式）を提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

**別表**（第3関係）

補助対象経費		補助金の額
<p>県内事業者等が開発・販売するりんご機能性を生かした化粧品・健康食品等、またはりんごを原材料に使用した化粧品・健康食品等のりんご機能性ライフ系プロダクトについて、海外展開向け商品開発または販路開拓のため、対象国の薬事関連法等を踏まえた輸出可否の確認、既存商品の処方改良、販売促進及びマーケティング調査等に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。</p>		<p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は1,000千円のいずれか低い額以内の額とする。</p>
区分	内容	
謝金	専門家謝金	
旅費	専門家旅費、職員旅費	
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場借上費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・借損料（リース料）</li> <li>・消耗品費</li> <li>・マーケティング調査費（展示会等出展料を含む。）</li> <li>・原材料等購入費</li> <li>・試作・実験（分析）費（サンプル作成費の場合、事業期間内に使用した数量分のみ。）</li> <li>・パッケージ及び広告物、ホームページ制作費（外国語版かつ初版経費のみ。維持経費及び増刷経費は対象としない。）</li> <li>・越境 EC 登録及び構築費（初期登録費、初期構築費のみ。）</li> <li>・通訳・翻訳費</li> <li>・委託費（前述のほか、輸出可否確認、海外薬事関連法対応、海外知財対応、輸出支援コンサルタント等を含む）</li> </ul>	

※ただし、国、地方公共団体、公益法人、その他の法人・団体等から他の補助金又は助成金等を受給して実施する事業を除く。（ただし、青森県内市町村によるかさ上げ補助を除く。）

※次の①～④のいずれか1つ以上に取り組むことを条件とする。

- ①輸出コンサル等の輸出支援者との連携による海外販路開拓（委託を含む。）
- ②海外バイヤー又は輸出商社との商談（商談地は国内外問わず。）
- ③輸出対象国現地調査等の実施
- ④越境 EC の展開

※事業計画において、輸出対象国の薬事関連法への対応方法を明記すること。

第1号様式（第4関係）

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所

申請者（名称及び代表者氏名） 印

令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金交付申請書

令和3年度において実施する青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業について、青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金の交付を受けたので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費     | 円 |
| (3) 補助金交付申請額   | 円 |

(注) 次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (4) 申請者の過去2期分の決算報告書又はそれに類するもの
- (5) 申請者の定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く。）
- (6) その他知事が定める書類

第2号様式 (第4関係)

事業計画書

1 申請者の概要

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
	TEL :	FAX :	
資本金等	資本金 :	千円	従業員数 : 人
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名	担当部署・役職名も記載すること。	
	E-mail		

2 補助事業の内容

(1) 事業名	※補助事業の内容がわかるように簡潔に記載すること。		
(2) 事業の目的及び概要	<p>※りんご機能性ライフ系プロダクトの海外展開事業の目的と本補助事業終了後に事業化しようとするビジネスの概要について記載すること。</p> <p>※次の①～④のいずれか1つ以上に取り組むこと。</p> <p>①輸出コンサル等の輸出支援者との連携による海外販路開拓</p> <p>②海外バイヤー又は輸出商社との商談（商談地は国内外問わず。）</p> <p>③輸出対象国現地調査等の実施</p> <p>④越境ECの展開</p>		
(3) 具体的な事業スケジュール等	(例)	<p>2021年5月～6月 輸出対象国現地マーケティング調査</p> <p>2021年7月 商品企画</p> <p>2021年8月 設計・サンプル試作</p> <p>2021年11月 成分輸出可否分析（委託）</p> <p>2021年12月 外国語版パッケージ及びホームページ制作（輸出対象国薬事関連法への対応について、専門業者への委託により確認）</p> <p>2022年1月 輸出対象国現地モニター調査</p> <p>2022年2月 海外バイヤー等との商談、越境EC出展</p>	
(4) 実施体制	<p>※輸出対象国の薬事関連法への対応体制を記載すること。</p> <p>（薬事関連法への対応が可能な輸出コンサルへ委託、販売先の化粧品輸入商社が現地対応など）</p>		
(5) 実施期間	開始予定年月日	令和	年 月 日
	完了予定年月日	令和	年 月 日

(注) 必要に応じて概要図等の参考資料を添付すること。

第3号様式 (第4関係)

## 収支予算書

### 1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	摘要
補助金		
自己資金		
その他		
合計		

### 2 支出の部

#### (1) 総括表

(単位:円)

経費区分	予算額			摘要
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	
謝金				
旅費				
事業費				
合計				

## (2) 内訳表

(単位：円)

経費区分	内 容	内訳	規格等	単価	数量	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額
謝金	専門家謝金							
	小 計							
旅費	専門家旅費							
	職員旅費							
	小 計							
事業費	会場借上費							
	通信運搬費							
	借 損 料							
	消耗品費							
	マーケティング調査費							
	原材料等購入費							
	試作・実験 (分析) 費							
	パッケージ及び 広告物、ホーム ページ制作費							
	越境EC登録 及び構築費							
	通訳、翻訳費							
	委 託 費							
	小 計							
合 計								

(注) 必要に応じて欄を追加して記載すること。

第4号様式（第5関係）

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所  
補助事業者  
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青新創第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業について、下記のとおり変更したいので、令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金交付要綱第5第1号の規定により、関係書類を添え申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（注）事業計画書及び収支予算書を添付し、事業内容については、変更箇所を下線を引くとともに、収支予算書については、変更前の額を上段に（ ）書きし、変更後を下段に記載すること。

第5号様式（第5関係）

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所  
補助事業者  
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青新創第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金交付要綱第5第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第6号様式 (第8関係)

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所  
補助事業者  
氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け青新創第 号で交付決定の通知を受けた青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

金融機関名、支店名	
口座種別及び口座番号	
口座名義 (カナ)	

第7号様式（第9関係）

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所

補助事業者

氏 名（名称及び代表者氏名） 印

令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業  
完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青新創第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 円

（注）次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (4) その他知事が定める書類





(2) 内訳表

(単位：円)

経費区分	内 容	内訳	規格等	単価	数量	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金額
謝金	専門家謝金							
	小 計							
旅費	専門家旅費							
	職員旅費							
	小 計							
事業費	会場借上費							
	通信運搬費							
	借 損 料							
	消耗品費							
	マーケティング調査費							
	原材料等購入費							
	試作・実験 (分析) 費							
	パッケージ及び 広告物、ホーム ページ制作費							
	越境EC登録 及び構築費							
	通訳、翻訳費							
	委 託 費							
	小 計							
合 計								

(注) 必要に応じて欄を追加して記載すること。

第10号様式 (第10関係)

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所  
補助事業者  
氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業  
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け青新創第 号で交付決定の通知を受けた令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金について、令和3年度青森県りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金交付要綱第10第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1 青森県補助金等の交付に関する規則第13条に基づく確定補助金額<br>(令和 年 月 日付け青新創第 号による補助金の額の確定通知額) | 円 |
| 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 (A)  | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 (B)                               | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (B - A)   | 円 |

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。